明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第四十九条　理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造）	（フレキシブルディスクの構造）
第二十一条　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第二十一条**　前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（フレキシブルディスクへの記録方式）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第二十二条　第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。	**第二十二条**　第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二五号に規定する方式	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式	二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
第二十三条　第二十条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。	**第二十三条**　第二十条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

（美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第五十条　美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造）	（フレキシブルディスクの構造）
第二十一条　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第二十一条**　前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（フレキシブルディスクへの記録方式）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第二十二条　第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。	**第二十二条**　第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式	二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
第二十三条　第二十条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。	**第二十三条**　第二十条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）